

## 三重県気候変動適応センターについて

### 1. 概要

平成30年12月、「気候変動適応法」が施行され、地方公共団体の努力義務として地域の気候変動の影響や適応に関する情報を幅広く取り扱う拠点である「地域気候変動適応センター」の確保が規定されました。

このことから、本県では、一般財団法人三重県環境保全事業団に要請し、平成31年4月、同事業団が「三重県気候変動適応センター」を設置しました。

今年度、本県では環境省から国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務の採択を受け、学校や農業・漁業従事者等から気候変動適応の情報収集等の業務を当センターで行うこととしています。

### 参考. これまでの主な三重県の取組

- (1) 三重県地球温暖化対策推進条例
  - ・ 適応に関する情報提供を規定（第14条）。
- (2) 三重県地球温暖化対策実行計画
  - ・ 適応策の検討について記述（第1章 基本的事項）。
- (3) 三重県気候変動影響レポート2014
  - ・ 県内の気象変化、将来予測に関する小冊子（平成26年度作成）。
- (4) 三重県気候変動影響レポート2018
  - ・ 県内の気象変化、将来予測に適応策を加えた小冊子（平成30年度作成）。
- (5) 三重県の気候変動影響と適応のあり方について（平成27年度作成）
  - ・ 県内における気候変動影響の現状と将来予測についてまとめた報告書
  - ・ 環境省の地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業により実施。
- (6) 適応策の現状調査（平成28年度）
  - ・ 環境省の地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業により実施。
- (7) 三重県気候変動適応センターの設置（平成31年4月）
- (8) 環境省の国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務の実施（令和元年度）
  - ・ 三重県気候変動適応センターへ再委託して実施。
- (9) 講演会・セミナーの開催（平成25年度から実施）
  - ・ 三重県気候講演会を津地方気象台と連携して実施。

# 三重県気候変動適応センターについて

## ■ 目的と主な業務

- 三重県における気候変動適応を推進するため、(一財)三重県環境保全事業団に設置
- 気候変動影響及び気候変動適応に関する
  - ①情報の収集、整理、分析
  - ②研究機関との連携による影響予測
  - ③ウェブサイト等による情報発信、普及啓発

根拠 気候変動適応法第13条

## ■ 令和元年度における具体的な取組(予定)

### 気候変動影響情報の収集

・ 県民の身の回りに起こっている気候変動影響に関する情報を収集

予定

分野	対象者
農林水産業	農業、漁業従事者など
自然環境	環境保全に取り組む教育機関
健康	小中学校など
自然災害	防災コーディネーターなど

### 気候変動影響プラットフォーム

・ 県内の関係団体・関係者が参画する場を構築し、気候変動影響の現状、影響予測、適応を共有し、さらなる適応を推進

参加を呼びかける関係団体・関係者  
県内研究機関、気象庁、国、県、農林水産業、防災・減災などの関係団体

### 気候変動適応に関する情報発信

- ①ウェブサイトの開設
  - ・ 気候変動の現状と将来予測
  - ・ 気候変動影響の現状と将来予測
  - ・ 気候変動影響への対策(適応策)
- ②普及啓発
  - ・ イベント出展、出前講座